

# 学校の運動部活動に係る活動方針

## 美郷町立美郷北学園

### 1 策定の趣旨

「美郷町立美郷北学園の運動部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」）は、本校における運動部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施することを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。
- 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行うものであり、学校は学校教育の一貫として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。
- 学校全体として、運動部活動の運営及び指導に係る体制の構築に努める。

### 2 基本活動方針

#### (1) 学校教育の一環としての運動部活動

- ① 運動部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- ② 運動部活動は、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
- ③ P T A総会やHP等をとおして、活動方針について広く発信し理解を求める。

#### (2) 適切な運営のための体制整備

##### ① 活動方針等の公表

ア 校長は、活動方針及び活動計画を公表する。

##### ② 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営ができるよう、運動部活動の数の調整を図る。

イ 運動部活動の運営に関する校内組織として「部活動顧問会」を設置し、練習内容や時間（量）、学校・保護者・地域間の連携方策について協議し、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各運動部の年間・毎月の活動計画、及び活動実績の確認等により、状況の把握に努める。

エ 校長は、学校自己評価及び保護者のアンケートの項目に、「部活動」に関する内容を追加し、評価を基にした業務改善に努める。

オ 近隣の学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)及び宮崎県教育委員会「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」(H30.10)、美郷町教育委員会「美郷町運動部活動の運営方針」(H31.1)に基づき、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要であること、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営のマネジメントサイクルを実施する。

エ 運動部顧問は、部活動説明会や文書等をとおして、活動目標、指導方針、試合等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

② 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、宮崎県中学校体育連盟が各専門部に配付する中央競技団体の指導手引きを活用して(3)①に基づく指導を行う。

(4) 適切な休養日等の設定

① 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(原則として土・日のどちらかと水曜日を休養日とする。土・日のどちらも大会参加等で活動した場合は、休養日を1週間以内に他の曜日で確保する。)

② 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日(土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中)は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等はこの限りではない。

③ 学力向上の観点から、定期テスト実施5日前から終了の前日までを部活動停止とする。

平日の練習終了時刻は、以下のとおりとする。

| 月        | 終了時刻  | 下校時刻  |
|----------|-------|-------|
| 4月～7月    | 18:30 | 18:45 |
| 8月・9月・3月 | 18:00 | 18:15 |
| 10月      | 17:45 | 18:00 |
| 11月・2月   | 17:30 | 17:45 |
| 12月・1月   | 17:15 | 17:30 |

④ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

⑤ 全国中学校総合体育大会等の予選を含む試合前は、校長の判断の下、活動時間等の調整をする。

⑥ 校長は、活動方針の策定にあたっては、町の策定した方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把

握し、適宜指導・改善を行う等その適切な運営を徹底する。

(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

① 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる部活動に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整える。

② 地域との連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

(6) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、宮崎県中学校体育連盟及び町教育委員会が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(7) 事故への対応

① 校長及び運動部顧問は、事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を説明する。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。(練習、校外での試合等)

② 自然災害への対応

学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

③ 運動部活動中の生徒の事故や傷病については、学校で対応する。また、部活動顧問の事故や傷病への対応については、校長が行う。外部指導員については、校長及び町教育委員会が行う。

④ 保険について

運動部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、傷害等）については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。しかし、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人または部活動単位で責任保険等に参加することを推奨する。

(8) その他

本活動方針は、国や県、町の動向を注視し、必要に応じて見直しを図る。